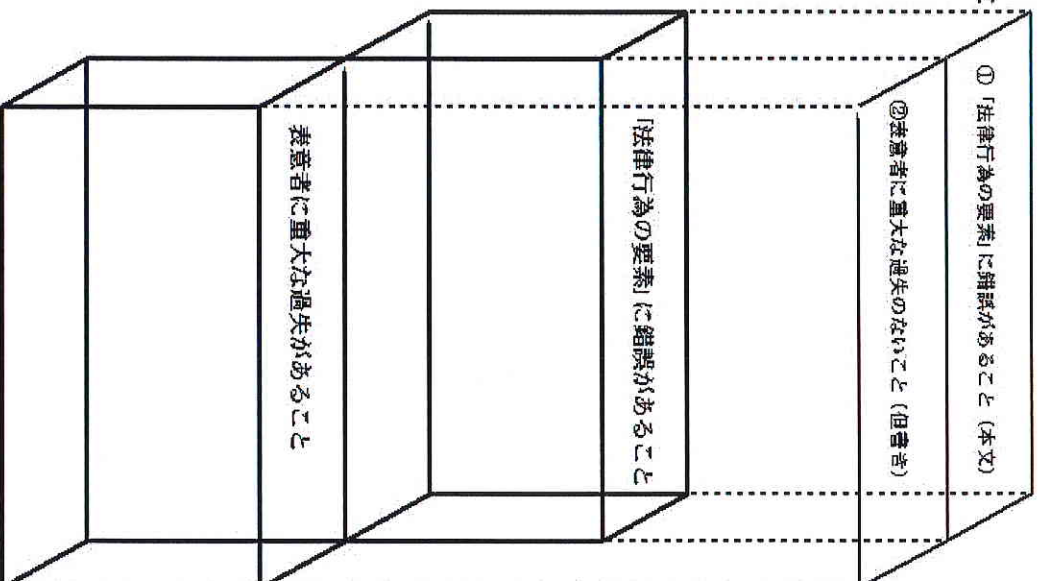


- 原告は請求原因として売買契約の成立を主張，被告は錯誤の反論をしたい・・・

* 錯誤の要件 (民法 95 条)：(内田 1-2 権 p64~)

民法の教科書に
書いてあること



被告：抗弁

原告：再抗弁

前田 尚一

- 1 -

◎事実摘示記載例

動機の錯誤(司法研修所編『9訂 判決起案の手引』 p 3, 22, 33)

1 売買代金(売買契約に基づく代金支払請求権, 履行遅滞に基づく損害賠償)

- (1) 原告は, 被告との間で, 平成9年2月20日, 別紙物件目録記載の土地を代金8000万円, 支払期日同年3月末日の約定で売るとの合意をした。
- (2) 原告は, 被告に対し, 平成9年3月末日, 上記売買契約に基づき, 同土地につき所有権移転登記手続をすることを, これを引き渡した。
- (3) 平成9年3月末日は経過した。
- (4) よって, 原告は, 被告に対し, 上記売買契約に基づき, 代金8000万円のうち2000万円及びこれに対する弁済期及び引渡日の翌日である平成9年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(物件目録)

埼玉県和光市南2番38

宅 地 364.55平方メートル

2 錯誤(民95)

- (1) 被告は, 本件売買契約当時, 本件土地の南方50メートルの地点に○○電鉄株式会社駅の駅が設置される計画はなかったにもかかわらず, その計画があるものと信じていた。
- (2) 被告は, 原告に対し, 本件売買契約の締結に際し, 上記計画があるので本件土地を店舗用地として買い受けると述べた。

3 重過失の評価根拠事実(民95ただし書)

- (1) 被告は, 本件売買契約締結当時, 不動産取引業務に従事していた。
- (2) 本件売買契約締結直前のころ, ○○電鉄株式会社から本件土地の北方1キロメートルの地点に駅が設置されることが公表されていた。
- (3) 被告は, 本件売買契約締結当時, 同社に問い合わせるなど, 上記計画の有無について調査をしなかった。

前田 尚一

- 2 -

コラム 1. 北大ISの“超目玉”商品 / 弁護士・兼担教員 前田尚一

「北海道大学法科大学院」はこちら
北海道大学法科大学院

北海道大学法科大学院公式ブログ